

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月 日

（名称）守谷市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和4年度守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
守谷市は、民間の路線バスを補完する目的で、コミュニティバス「モコバス」、デマンド型交通である「デマンド乗合交通」を運行し、市民の日常生活における移動手段の確保を行っている。また、つくばエクスプレス、関東鉄道常総線、民間の路線バスにより隣接都市とのアクセス手段が確保されている。 「デマンド乗合交通」については、市内全域の移動が可能で、特に総合病院や大型商業施設への通院や買い物の移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な交通として機能している。 近年、少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化、自家用車への依存度の高まりなどにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が厳しい状況にある。一方で、高齢者、免許返納者等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で益々重要な役割を担っている。 このため、地域公共交通維持確保事業により、「デマンド乗合交通」の運行を確保・維持することで、全ての住民が安心して移動できる交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
令和4年度 - 年間利用者数を14,000人以上（令和2年度実績：13,331人）とする。 令和5年度 - 年間利用者数を14,500人以上（令和2年度実績：13,331人）とする。 令和6年度 - 年間利用者数を15,000人以上（令和2年度実績：13,331人）とする。 ※令和3年度計画では、年間利用者数の目標値を令和4年度18,000人、令和5年度19,000人としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による乗合運行や利用者数の減少を考慮し、目標値の下方修正を行った。
（2）事業の効果
- 市内全域で「守谷市デマンド乗合交通」を運行することにより、幹線系統の路線バスやつくばエクスプレス、関東鉄道常総線に接続でき、効果的な交通体系を実現し、利用者利便の向上につながる。 - 交通空白地域の解消が実現し、移動手段を持たない高齢者等の交通弱者の社会参加の促進及び昼間時間帯の通院・買い物需要に応じることができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・利用実態に応じ、運行形態や予約システムの調整を随時行い、利便性向上を図る。(守谷市地域公共交通活性化協議会) ・ホームページや広報を用いて、周知活動を行う。(守谷市地域公共交通活性化協議会)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
守谷市地域公共交通活性化協議会
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
守谷市地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
予約システムからの集計
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和3年6月22日（令和3年度第1回守谷市地域公共交通活性化協議会） 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定についての協議	
21. 利用者等の意見の反映状況	
守谷市地域公共交通活性化協議会の意見を反映して本事業を作成	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	茨城県政策企画部 交通政策課長 茨城県取手警察署交通課長 茨城県竜ヶ崎工事事務所道路整備第二課長
関係市区町村	守谷市都市整備部都市計画課
交通事業者・交通施設管理者等	一般社団法人茨城県バス協会 専務理事 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 関東鉄道（株）常務取締役 守谷タクシー協会代表 関東鉄道（株）労働組合執行委員
地方運輸局	関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 企画調整担当 関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 輸送・監査担当
その他協議会が必要と認める者	守谷A地区まちづくり協議会 守谷B地区まちづくりふれあい会 守谷C地区まちづくり協議会 守谷D地区地域福祉実行委員会 守谷E地区まちづくり協議会 高野地区まちづくり協議会 大野地区まちづくり協議会 大井沢地区まちづくり協議会 北守谷地区まちづくり協議会 みずき野地区まちづくり協議会 筑波大学大学院教授 守谷市商工会代表 守谷市都市整備部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

(所 属) 守谷市地域公共交通活性化協議会

(守谷市都市整備部都市計画課交通政策・景観 G)

(氏 名) 小山 翔人

(電 話) 0297-45-1111 (内線 244・247)

(e-mail) toshikei@city.moriya.ibaraki.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこから転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。